

とうわ 藤和けんこう通信



2016年10月号 VOL.72

研修会開催

発行元：藤和マッサージ（訪問マッサージ・はりきゅう）

相模原院042-855-0420 町田院042-851-7528 海老名院046-204-5482

藤和マッサージ町田院主催
9月『鍼実技研修会』
を開催しました



9/19日曜、町田市民フォーラム3階和室にて町田院主催の『鍼実技研修会』を開催しました。今回も、前回に引き続き大野佑介さんが講師役を務め、鍼の実技練習を行いました。皆さんいつも真剣です。

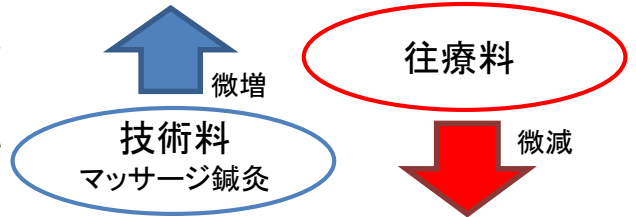
秋冬期間
イエローパーカー着用



今後、秋から冬にかけて当院スタッフは訪問の際にイエローパーカーを着用いたします。施設の職員さんに藤和マッサージと認識して頂き、ご要望やご意見等ありましたらぜひ施術スタッフに声をおかけください。また施術スタッフからも積極的にコミュニケーションをとらせて頂きたいと思っております。

業界動向 7月・8月と連続で厚労省が検討委員会を開催

厚生労働省が主催するあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会が7月8月と連続して開催され、今後の鍼灸マッサージの保険取り扱いについての問題点・改善点などが話し合われました。料金のおおまかな方向性としては、マッサージ鍼灸の技術料についてプラスになり、出張費にあたる往療料はマイナスになる事となりました。



馬場悦子 野々村颯 佐藤文子 石井武司 若本大輔 大野佑介 長谷川佳汰 代永涼子 栗原賢 小池順一 村山朋洋 細田篤矢 小形沙織 吉野智子
須藤 新 長谷川加代 佐藤浩嗣 坂垣 鋭司 村山直樹 小木野貴史 近藤マチ子 岩本友保 宮田大輔 中村匡志 矢部恵 谷田美幸 渡邊真之 添田真理子

何事も思いやりの持って対応します！

患者さんのご家族から聞きました

ぎっくり腰・・軽すぎるものを持ち上げて

『重いものを持ち上げて・・・ぎっくり腰に』なんて話はよく聞きますが、逆の事もあるんですね・・・。

それは患者さんのご家族(娘様)が家で『この段ボールは重いだろう』と思って段ボールを持ち上げました。中身が入っていない段ボールで予想外に軽いのを不意に持ち上げたら、酷いぎっくり腰になってしまったとの事・・・数日動けなかったとのことでした。皆さんもご注意ください。



もし急激な腰痛がでてしまったら、右図のような体制が一番腰に負担がかからない姿勢です。痛みが強いつきは、無理は禁物で安静が大事です。



神奈川・東京都の障害者助成に対応可

《自己負担ゼロ》

東京都及び
神奈川県のマル障
取り扱い可
自己負担ゼロ

労災の患者様
生活保護の患者様
にも対応可
自己負担ゼロ

当院では、東京都・神奈川県のマル障(重度障害者医療費助成)をお持ちの方は、自己負担ゼロで受ける事ができます。

●秋から！！ドライヤー灸！！●

夏も過ぎ、秋への季節の変わり目、町田院の施術家達は健康維持の為にどのような事をしているのでしょうか？今回も担当は大野君です。

皆さんこんにちは！

今回僕が紹介するのは『ドライヤー灸』です。

まだまだ真夏のなごりで、入浴をシャワーで済ませてしまう人が多いと思います。しかし、シャワーで入浴を済ませてしまうと身体を冷やす原因になります。ぬるま湯でゆっくり身体を温めるのが理想ですが、そうもいかない人には『ドライヤー灸』がオススメです！やり方はいたって簡単。

お風呂上りにドライヤーで冷えに効くツボを刺激してあげれば良いのです。おすすめのツボは三陰交、命門、八膠穴、大椎です。それぞれ内くるぶしのちょっと上、腰の高さの背骨、仙骨、背中側の首の付け根、と思って頂いて構いません。だいたいその辺りに温風を当てて気持ちが良いと感じたらそれでOKです。一か所でも心地良いツボを見つけ、毎日温めてみましょう。それともう一つ大事な事は、風呂上りすぐに髪を乾かす事です！濡れたままの髪でクーラーの効いた部屋に居る事が何より身体を冷やします。ドライヤーをただの家電という認識から、優秀な健康器具だと信じる事で僕もかれこれ5年はドライヤー灸を続けています。熱風の近付け過ぎに注意しつつ、やってみて下さい！





心のケアに国家資格「公認心理師」制度を創設

(2016年9月20日読売新聞)

厚生労働省と文部科学省は、心のケアにあたる国家資格「公認心理師」の制度を創設する。うつや虐待、不登校など心の問題が深刻化し対応が求められる中、一定の質を持った心理職の養成が狙い。20日に、教育カリキュラムを決める初の検討会を開く。厚生労働省研究班の2014年度調査では国内で働く心理職は約3万8000人～4万人。医療機関や学校、企業、警察や裁判所など活躍の場は広がっている。一方で、様々な民間資格が乱立、認定条件や試験・更新制度は様々で技量に差があることが指摘されていた。

このため、誰もが安心して心のケアを受けられる仕組み作りを求める声が高まり、昨年9月、国家資格化を定めた公認心理師法が成立した。18年に、第1回の国家試験が行われる予定だ。同法によると、受験資格は、大学と大学院で指定する科目を修めた人や、大学で指定科目を修めた後、一定の実務経験を積んだ人などだ。現在、心理職として働く人も、所定の条件を満たせば、施行後5年間は受験できる経過措置がある。検討会では、公認心理師に必要な知識や技術について整理し、指定科目や、何を実務経験と認めるかなどを話し合い、今年度中に報告書を取りまとめる。

トクホ、初の許可取り消し ペプチド茶など6商品

(2016年9月23日朝日新聞)

消費者庁は23日、日本サプリメント(大阪市)が販売する特定保健用食品(トクホ)「ペプチド茶」など6商品について、関与成分が表示通りに含まれていないなどとして、トクホの許可を取り消した。取り消しは1991年にトクホ制度が始まって以来初めて。許可取り消しとなったのは「ペプチド茶」「ペプチドストレート」「ペプチドスープE X」「ペプチドエースつぶタイプ」「食前茶」「豆鼓エキスつぶタイプ」の6商品。2001～05年にかけて許可された。消費者庁によると、ペプチド茶など4商品について、カツオ節由来の成分が必要量の100分の1程度しか含まれていなかった。同社の調査で14年3月に判明していたが、同社は今月に入って同庁に報告。同庁は悪質性が高いと判断し、許可取り消しに踏み切った。別の2商品では表示成分が含まれていなかった。同社は今月17日、これらの商品の販売を終了した。

「視覚障害者の雇用確保目的に、指圧師学校新設制限は違憲」学校法人が国提訴

(2016年9月9日読売新聞)

視覚障害者の雇用確保を目的に、あんまマッサージ指圧師の養成学校新設を制限した法の規定は憲法違反だとして、大阪市北区の学校法人「平成医療学園」が国に不認定の取り消しを求める2件の訴えを大阪地裁に起こした。9日の第1回口頭弁論で、国側は請求棄却を求めた。あんまマッサージ指圧師法は、視覚障害を持つ指圧師の生計維持が困難にならないよう、国は健常者向けの養成学校新設を認めないことができると規定している。訴状によると、平成医療学園は昨年9月と10月、専門学校と大学への指圧師養成コースの設置を国に申請したが、主に健常者を対象としていたため認められなかった。学園側は「規定ができた1964年に比べて視覚障害者の雇用は広がっており、新設を制限する合理的な理由はなくなった」と主張している。国は以前、はり師やきゅう師、柔道整復師の養成学校の新設も認めていなかったが、福岡地裁は98年、規定は指圧師を対象としていると指摘。国は運用を変え、はり師やきゅう師などは学校数が大幅に増えた。健常者向けの養成学校新設に反対する社会福祉法人・日本盲人会連合の小川幹雄副会長は取材に「指圧師など以外の仕事に就くことができる視覚障害者はまだ限られており、法律の制限は必要だ」と話した。

発行元

無料体験マッサージ、いつでもお気軽にどうぞ
【医療保険適応 訪問マッサージ・はりきゅう】